

○京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則

平成16年4月1日

規則第143号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例（平成16年京丹後市条例第190号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 市長（条例第14条第1項に規定する指定管理者に京丹後市かぶと山公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下次条から第10条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、キャンプ場の休業日を定めることができる。

2 前項の場合において、指定管理者が休業日を定め、又はこれを変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

(利用時間)

第3条 キャンプ場の利用時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申請及び許可等)

第4条 キャンプ場の利用の許可を受けようとする者は、かぶと山公園キャンプ場利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る利用の目的が、適当と認めるときは、かぶと山公園キャンプ場利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付し、条例第5条の規定に該当すると認めたときは、かぶと山公園キャンプ場利用不許可決定通知書（様式第3号）により、申請者に利用の不許可を通知するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条に規定する使用料の減免は、次に定めるところによる。

(1) 次のアに掲げる事業のために利用する場合は使用料の全額を免除し、イ又はウに掲げる事業のために利用する場合は使用料の半額を免除する。

ア 市が主催又は共催する事業

イ 市内の教育機関（保育園及び子供会を含む。）が主催する事業

ウ 市内の自治会又は地区の公民館が主催する事業

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又

は一部を免除することができる。

2 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、かぶと山公園キャンプ場使用料金減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請は、利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（利用者の遵守すべき事項）

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 公衆衛生上、好ましくない行為をしないこと。
- (3) 利用の許可を受けた施設及びその利用目的の達成に必要な部分以外に立ち入らないこと。
- (4) 許可を受けずに施設内において寄附の募集、飲食物等の提供、広告物の提示等を行わないこと。
- (5) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において飲食しないこと。
- (6) 施設内で喫煙しないこと。
- (7) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指示した事項に従うこと。

（利用許可の取消し）

第7条 市長は、条例第8条第1項の規定により利用許可を取り消したときは、かぶと山公園キャンプ場利用許可取消決定通知書（様式第4号）により、利用者に利用許可の取消しを通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（入場の禁止等）

第8条 市長は、施設内の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼし、若しくはこれらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者の退場を命ずることができる。

（損壊の届出等）

第9条 キャンプ場の施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（管理上の指示）

第10条 市長は、キャンプ場の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

（利用終了の届出）

第11条 利用者は、キャンプ場の施設等の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第12条 利用者は、条例第12条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、キャンプ場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年7月10日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日規則第78号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の京丹後市天女の里交流施設条例施行規則、京丹後市小町公園条例施行規則、京丹後市網野山村体験交流センター条例施行規則、京丹後市浅茂川温泉静の里条例施行規則、京丹後市丹後半島森林公園条例施行規則、京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例施行規則、京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則、京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則及び京丹後市離湖公園条例施行規則の規定による用紙で、京丹後市離湖公園条例施行規則現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日規則第30号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例施行規則、第2条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例施行規則、第3条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例施行規則、第4条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例施行規則、第5条の規定による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例施行規則、第6条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例施行規則、第7条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例施行規則、第8条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則、第9条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則及び第10条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、第1条の規定による改正前の京丹後市織物センター条例施行規則、第2条の規定による改正前の京丹後市天女の里交流施設条例施行規則、第3条の規定による改正前の京丹後市小町公園条例施行規則、第4条の規定による改正前の京丹後市浅茂川温泉静の里条例施行規則、第5条の規定による改正前の京丹後市丹後半島森林公園条例施行規則、第6条の規定による改正前の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例施行規則、第7条の規定による改正前の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例施行規則、第8条の規定による改正前の京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則、第9条の規定による改正前の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則及び第10条の規定による改正前の京丹後市てんきてんき村関連施設条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

4 第1条の規定による改正前の京丹後市織物センター条例施行規則、第2条の規定による改正前の京丹後市天女の里交流施設条例施行規則、第3条の規定による改正前の京丹後市小町公園条例施行規則、第4条の規定による改正前の京丹後市浅茂川温泉静の里条例施行規則、第5条の規定による改正前の京丹後市丹後半島森林公園条例施行規則、第7条の規定による改正前の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例施行規則、第8条の規定による改正前の京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則及び第9条の規定による改正前の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

別表（第3条関係）

利用施設		利用時間
テントサイト	宿泊利用	午後2時から翌日正午まで
	デイ利用	午前9時から午後5時まで
オートキャンプ場	宿泊利用	午後2時から翌日正午まで

	デイ利用	午前9時から午後5時まで
フリーサイト	宿泊利用	午後2時から翌日正午まで
	デイ利用	午前9時から午後5時まで

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

京丹後市長（指定管理者）様

住所
申請者 氏名
電話番号

かぶと山公園キャンプ場利用申請書

次のとおりかぶと山公園キャンプ場を利用したく申請します。

利 用 人 数	
利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日（ ） 時 分 至 年 月 日（ ） 時 分
利 用 施 設	
備 考	

京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則第5条の減免基準に該当し、使用料の減額又は免除を受けようとする場合は、以下の太枠内もご記入ください。

減免を受けようとする理由	
--------------	--

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長（指定管理者）



かぶと山公園キャンプ場利用許可書

年 月 日付けで申請のありましたかぶと山公園キャンプ場の利用について、次のとおり許可します。なお、利用に際し京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例、同施行規則及び指示事項を遵守してください。

利 用 人 数	
利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日（ ） 時 分 至 年 月 日（ ） 時 分
利 用 施 設	
備 考	

減 免 決 定 額	使用料の
-----------	------

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長（指定管理者）



かぶと山公園キャンプ場利用不許可決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたかぶと山公園キャンプ場の利用について、次のとおり不許可と決定したので通知します。

利 用 人 数	
利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日（ ） 時 分 至 年 月 日（ ） 時 分
利 用 施 設	
不 許 可 の 理 由	
備 考	

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京丹後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京丹後市を被告として（訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長（指定管理者）



かぶと山公園キャンプ場利用許可取消決定通知書

年 月 日付け第 号により許可しましたかぶと山公園キャンプ場の利用について、次のとおり許可を取り消すことに決定したので通知します。

利 用 人 数	
利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日（ ） 時 分 至 年 月 日（ ） 時 分
利 用 施 設	
取 消 の 理 由	
備 考	

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京丹後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京丹後市を被告として（訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)